

(証券コード 6051)
平成26年11月5日

株 主 各 位

東京都港区北青山一丁目2番3号
株式会社アイ・アールジャパン
代表取締役社長・CEO 寺下史郎

臨時株主総会招集ご通知

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成26年11月21日（金曜日）午後5時00分（当社営業時間終了の時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に記載の当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（詳細は、2頁をご参照ください。）

謹白

記

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成26年11月25日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区北青山一丁目2番3号
青山ビル 当社12階会議室 |
| 3. 目的事項
決議事項
第1号議案
第2号議案 | 株式移転による完全親会社設立の件
定款一部変更の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 議決権行使書の郵送による議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面により複数回、議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- 1 インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォン、タブレット、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。(ただし、一部のインターネット閲覧ソフトウェア、スマートフォン、タブレット、携帯電話の一部機種ではご利用いただけない場合もございます。)

【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://www.net-vote.com/>

- 2 インターネットによる議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- 3 インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせにつきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部

【専用ダイヤル】0120-975-960

【受付時間】午前9時～午後5時(土・日・祝祭日を除く)

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.irjapan.net/>)に修正後の内容を掲載させていただきます。
3. 当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式移転による完全親会社設立の件

1. 株式移転を行う理由

当社は「お客様の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献する」という企業理念の下、「資本市場における総合ソリューション企業」を目指しております。

海外機関投資家の日本株保有比率の増加に加え、金融庁によるスチュワードシップコード導入や社外取締役導入の実質義務化を定めた会社法改正案の成立、米国を中心に活発化するアクティビストへの対応等により、顧客である上場企業のIR・SRへのニーズはより高度化かつ多様化しながら大きく増加してまいりました。当社は拡大するこれらのニーズに対応するべく、強固な事業基盤の構築のための多様な成長戦略・経営戦略を推進しております。

当社の更なる成長には、戦略的かつ機動的な事業展開と事業運営を推進できる体制を整備することが不可欠であるとの観点から、株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により当社の完全親会社となる株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス（以下「本持株会社」といいます。）を設立し、純粋持株会社体制へ移行することといたしました。

今後のM&A等によるグループ再編も見据え、本持株会社は親会社としてグループ全体の経営計画策定、経営資源の適正配分等の全体戦略立案に取り組んでまいります。当社は子会社として、事業責任が明確化された新体制においてそれぞれの事業に専念することによりグループ全体の経営効率の向上を図り、企業価値の向上を実現してまいります。

なお、本株式移転に伴い、上場会社である株式会社アイ・アール ジャパンは上場廃止となり、新たに設立する完全親会社となる株式会社アイ・アール ジャパンホールディングスが新規上場申請する予定です。

2. 株式移転計画の内容の概要

株式移転計画（平成26年9月19日作成、その後の変更を含む。）の内容は次のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社アイ・アール ジャパン（以下「当会社」という。）は、会社法に定める株式移転の手続により、当会社を完全子会社とする完全親会社である株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス（以下「本持株会社」という。）を設立すること（以下「本株式移転」という。）に関し、本株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

（1）本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、それぞれ以下のとおりとする。

① 目的

本持株会社の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。

② 商号

本持株会社の商号は、株式会社アイ・アール ジャパンホールディングスとし、英文では、IR Japan Holdings, Ltd. とする。

③ 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、東京都千代田区とする。

④ 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、35,000,000株とする。

（2）前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

第2条（本持株会社の設立時取締役・設立時監査役・設立時会計監査人の名称）

本持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、それぞれ以下のとおりとする。

① 設立時取締役

寺下 史郎

栗尾 拓滋

富松 圭介

稲葉 宏

山田 太郎

- ② 設立時監査役
木村 紘一郎
西村 圭子
家森 信善
- ③ 設立時会計監査人
あらた監査法人

第3条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

- (1) 本持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により本持株会社が当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当会社の株主に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当会社が基準時現在発行する普通株式の総数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。
- (2) 本持株会社は、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当会社の株主に対し、その保有する当会社の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（本持株会社の資本金及び準備金の額）

本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりとする。

- ① 資本金の額
795,803,000円
- ② 資本準備金の額
784,605,000円
- ③ その他資本剰余金の額
会社計算規則第52条第1項柱書に定める株主資本変動額から上記①の額及び②の額の合計額を減じて得た額

第5条（本持株会社の成立の日）

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社の成立の日」という。）は、平成27年2月2日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当会社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第6条（本計画承認株主総会）

当会社は、平成26年11月25日を目途に臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第7条（本持株会社の上場証券取引所）

本持株会社は、本持株会社の成立の日において、その発行する普通株式を、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場に上場することを予定する。

第8条（本持株会社の株主名簿管理人）

本持株会社の株主名簿管理人は、株式会社アイ・アール ジャパンとする。

第9条（自己株式の消却）

当社は、本持株会社の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時まで消却するものとする。

第10条（事情変更・中止）

当社は、以下の各号に定める事由に該当する場合、当社の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

- ① 本計画の作成後、本持株会社の成立に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合
- ② 当社の株主による会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の数が463,950株以上である場合

第11条（本計画の効力の発生）

本計画は、当社の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成26年9月19日

東京都港区北青山一丁目2番3号
株式会社アイ・アール ジャパン
代表取締役 寺下 史郎 印

別 紙

株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社アイ・アール ジャパンホールディングスと称し、
英文ではIR Japan Holdings, Ltd. と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. インベスター・リレーションズ（投資家向け広報活動）の受託業務並びにコンサルティング業務
2. シェアホルダー・リレーションズ（株主に関する調査及び情報提供）の受託業務並びにコンサルティング業務
3. 国内、海外の投資情報の分析、収集及び提供業務
4. 国内、海外の資本市場の動向に関する調査及び情報提供業務
5. パブリック・リレーションズ（企業の広報活動）の受託業務並びにコンサルティング業務
6. 出版業
7. 有料職業紹介業
8. 広告代理業
9. 証券代行業務
10. テレマーケティング業務
11. 経営コンサルティング業
12. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、35,000,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社の株主名簿管理人は、株式会社アイ・アール ジャパンとする。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権利行使の手続き、株式に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

③ 取締役会は、その決議によって取締役の中から最高経営責任者（CEO）、最高業務執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）各1名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、社外取締役との間で、その取締役の会社法第423条第1項の行為に関する責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 当会社の監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、社外監査役との間で、その監査役の会社法第423条第1項の行為に関する責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

② 未交付の配当財産には利息はつけないものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第41条 第36条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成27年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬)

第42条 当会社の最初の取締役に対する、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、第26条の規定にかかわらず、総額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。

② 当会社の最初の監査役に対する、前項の期間の監査役の報酬等の額は、第34条の規定にかかわらず、総額100百万円以内とする。

(附則の削除)

第43条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

① 交付する株式数の相当性に関する事項

本株式移転におきましては、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と本持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様には不利益とならないことを第一義と考え、当社普通株式1株に対して、本持株会社の普通株式を1株割り当てることといたしました。なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

この結果、本持株会社の発行する株式数は、9,277,555株となる予定ですが、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式数が変化した場合は、本持株会社が交付する上記株式数は変動いたします。なお、当社が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含みます。）については、本株式移転の効力発生に先立ち消却する予定であり、本持株会社の普通株式は割当交付されません。

② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、本持株会社の資本政策等を総合的に考慮し、会社計算規則及びその他公正な会計基準に基づき定めており、相当であるものと判断しております。

(2) 株式移転に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) 株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

4. 本持株会社の取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項
本持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	①所有する当社の株式の数 ②割り当てられる本持株会社の株式数
 <p>寺下 史郎 (昭和34年1月5日生)</p>	<p>昭和57年11月 株式会社エイ・アイ・エイ（現ジー・アイアール・コーポレーション株式会社）入社</p> <p>平成9年10月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）入社</p> <p>平成13年1月 同社執行役員</p> <p>平成16年9月 経済産業省「企業価値研究会」委員（現任）</p> <p>平成18年6月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）取締役専務執行役員</p> <p>平成19年4月 同社取締役副社長</p> <p>平成19年10月 株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス（現株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長</p> <p>平成19年12月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長</p> <p>平成20年4月 当社代表取締役社長・CEO（現任）</p> <p>平成24年3月 経済産業省「コーポレート・ガバナンスシステムの在り方に関する研究会」委員（現任）</p> <p>平成25年7月 当社ストックソリューション本部長（現任）</p>	<p>①5,797,000株 ②5,797,000株</p>
 <p>栗尾 拓滋 (昭和41年6月17日生)</p>	<p>平成2年4月 野村證券株式会社入社</p> <p>平成22年4月 同社大阪企業金融二部マネージング・ディレクター</p> <p>平成24年7月 同社企業金融三部マネージング・ディレクター</p> <p>平成25年4月 当社入社、マネージング・ディレクター</p> <p>平成25年6月 当社代表取締役副社長・COO（現任）</p> <p>平成25年11月 当社投資銀行本部長（現任）</p>	<p>①100株 ②100株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	①所有する当社の株式の数 ②割り当てられる本持株式会社の株式数
 <p>とみ まつ けい すけ 富松圭介 (昭和49年5月2日生)</p>	<p>平成9年4月 SBCウオーバーク証券(現UBS証券株式会社)入社 平成13年12月 UBSウオーバーク証券(現UBS証券株式会社)入社 平成15年3月 同社ディレクター 平成18年3月 同社株式本部金融商品部長エグゼクティブ・ディレクター 平成20年8月 クレディ・スイス証券株式会社株式会社本部マネージング・ディレクター 平成21年11月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社) 株式会社本部エグゼクティブ・ディレクター 平成25年6月 武蔵精密工業株式会社社外監査役(現任) 平成26年2月 当社入社、マネージング・ディレクター 平成26年6月 当社取締役(現任)</p>	<p>①121,000株 ②121,000株</p>
 <p>いなば ひろし 稲葉宏 (昭和17年10月19日生)</p>	<p>昭和41年4月 野村證券株式会社入社 昭和55年8月 シティバンク東京入社 平成元年9月 UBS信託銀行入社 平成3年9月 インベスコ・エムアイエム投資顧問株式会社(現インベスコ投信投資顧問株式会社)入社 平成20年1月 OPTIMAL FUND MANAGEMENT JAPAN 株式会社代表取締役 平成20年4月 当社取締役(現任)</p>	<p>①57,100株 ②57,100株</p>
 <p>やま だ た ちろう 山田太郎 (昭和9年11月19日生)</p>	<p>昭和32年4月 山一証券株式会社入社 昭和53年11月 同社米国現地地人社長 昭和60年12月 同社取締役 平成4年4月 同社代表取締役副社長 平成6年6月 山一投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパン株式会社)代表取締役会長 平成9年6月 同社常任顧問 平成13年1月 株式会社アイ・アール ジャパン(旧株式会社アイ・アール ジャパン)取締役 平成21年9月 当社取締役(現任)</p>	<p>①7,100株 ②7,100株</p>

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、各取締役候補者と本持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定也没有ありません。
2. 稲葉宏、山田太郎の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 稲葉宏、山田太郎の両氏を社外取締役候補者とした理由は、人格、識見とも優れ、他社の役員としての経験も豊富なことなど、会社業務の全般にわたって提言をいただく立場に適しているためです。
- なお、本持株会社は、稲葉宏、山田太郎の両氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
4. 本持株会社は、稲葉宏、山田太郎の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
5. 所有する当社の株式の数には、平成26年9月30日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

5. 本持株会社の監査役となる者についての会社法施行規則第76条に規定する事項
本持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	①所有する当社の株式の数 ②割り当てられる本持株会社の株式数
 きむら こういちろう 木村 紘一郎 (昭和17年12月28日生)	昭和41年4月 三菱商事株式会社入社 平成8年4月 同社財務部長 平成12年4月 同社 役員待遇 職能グループCEO補佐 平成15年1月 株式会社メタルワン監査役 平成18年4月 三菱商事株式会社顧問 平成21年6月 当社監査役(現任)	①0株 ②0株
 にしむら けいこ 西村 圭子 (昭和38年6月18日生)	昭和61年4月 和光証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 平成6年12月 株式会社ウェザーニューズ入社 平成11年5月 株式会社アイ・アール ジャパン(旧株式会社アイ・アール ジャパン)入社 平成13年11月 同社企画開発グループマネジャー 平成20年4月 当社コーポレートプランニングユニットマネジャー(現任) 平成23年6月 当社監査役(現任)	①0株 ②0株
 いわさき みつひろ 家森 信善 (昭和38年8月13日生)	平成16年2月 名古屋大学大学院経済学研究科教授 平成19年2月 財務省独立行政法人評価委員会委員(現任) 平成19年4月 名古屋大学大学院経済学研究科副研究科長 平成20年4月 名古屋大学総長補佐(社会連携・社会貢献担当) 平成22年6月 損害保険事業総合研究所非常勤理事(現任) 平成22年9月 金融庁金融機能強化審査委員会委員 平成23年1月 金融庁金融審議会委員(現任) 平成24年6月 当社監査役(現任) 平成26年4月 名古屋大学大学院経済学研究科客員教授(現任) 神戸大学経済経営研究所教授(現任)	①0株 ②0株

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、各監査役候補者と本持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。
 2. 木村紘一郎、家森信善の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
 なお、本持株会社は木村紘一郎、家森信善の両氏を東京証券取引所の定めに基づく一般株主

- と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 木村紘一郎、家森信善の両氏を社外監査役候補者とした理由は、人格、識見とも優れ、木村紘一郎氏に関しては大手総合商社での財務担当としての経験並びに鉄鋼総合商社の監査役経験による豊かな見識のあること、また家森信善氏に関しては金融論、コーポレート・ガバナンス等の専門家であることから、本持株会社の経営執行の厳格な監視を行っていただくとともに、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定に関すること等全般にわたって提言をいただく立場に適しているためです。
 4. 本持株会社は、木村紘一郎、家森信善の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。

6. 本持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

本持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名称	あらた監査法人												
主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座8-21-1												
沿革	<p>平成18年6月 あらた監査法人設立</p> <p>平成18年7月 業務開始</p> <p>平成18年8月 名古屋事務所開設</p> <p>平成18年9月 大阪事務所開設</p> <p>平成19年7月 あらた基礎研究所を設置</p> <p>平成20年1月 PwCアドバイザリー株式会社を100%子会社化し経営統合</p> <p>平成21年4月 PwCアドバイザリー株式会社がベリングポイント株式会社を買収</p> <p>平成21年11月 東京事務所を東京・汐留に移転</p> <p>平成22年1月 PwCアドバイザリー株式会社とプライスウォーターハウスクーパース コンサルタント株式会社が合併し、社名をプライスウォーターハウスクーパース株式会社に変更</p> <p>平成23年7月 「総合金融サービス推進本部」を設置</p> <p>平成25年10月 福岡連絡事務所開設</p>												
概要	<p>資本金 1,841百万円 (平成26年6月30日現在)</p> <p>構成人員 (平成26年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>パートナー</td> <td>110名</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>756名</td> </tr> <tr> <td>会計士補・全科目合格者</td> <td>390名</td> </tr> <tr> <td>USCPA・その他専門職員</td> <td>481名</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>303名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,040名</td> </tr> </table> <p>監査関与会社 833社 (平成26年6月30日現在)</p>	パートナー	110名	公認会計士	756名	会計士補・全科目合格者	390名	USCPA・その他専門職員	481名	事務職員	303名	合計	2,040名
パートナー	110名												
公認会計士	756名												
会計士補・全科目合格者	390名												
USCPA・その他専門職員	481名												
事務職員	303名												
合計	2,040名												

(注) 会計監査人となる者は、当社から、過去2年間に第一種金融商品取引業者登録に向けた各種アドバイザリー業務及びコミットメント型ライツ・オフERINGに関する監査人からの引受事務幹事会社への書簡作成業務を受託したことに対する報酬 (1,335千円) を受けております。また、財務報告に関するアドバイザリー業務を受託したことに対する報酬 (13,000千円) を当社から受けております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

① 本店所在地の変更

当社は、現行定款第3条に定める本店所在地を東京都港区に置いておりますが、業務の特質、業務上の利便性等の観点から、本店所在地を東京都千代田区へ変更することをお願いするものであります（以下「本店所在地変更に係る定款変更」といいます。）。

なお、本店所在地変更に係る定款変更は、当該定款変更議案が承認されることを条件に、平成27年2月2日に効力を生じるものといたします。

② 基準日の削除

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第12条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、第1号議案が承認され、本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は本持株会社1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。これに伴い、定時株主総会の基準日制度は廃止し、現行定款第12条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第13条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります（以下「基準日削除に係る定款変更」といい、本店所在地変更に係る定款変更と併せて「本定款変更」といいます。）。

なお、基準日削除に係る定款変更は、当該定款変更議案及び第1号議案が承認されること、平成27年2月1日までに本株式移転の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成27年2月2日にその効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

本定款変更の内容は下記のとおりであります。

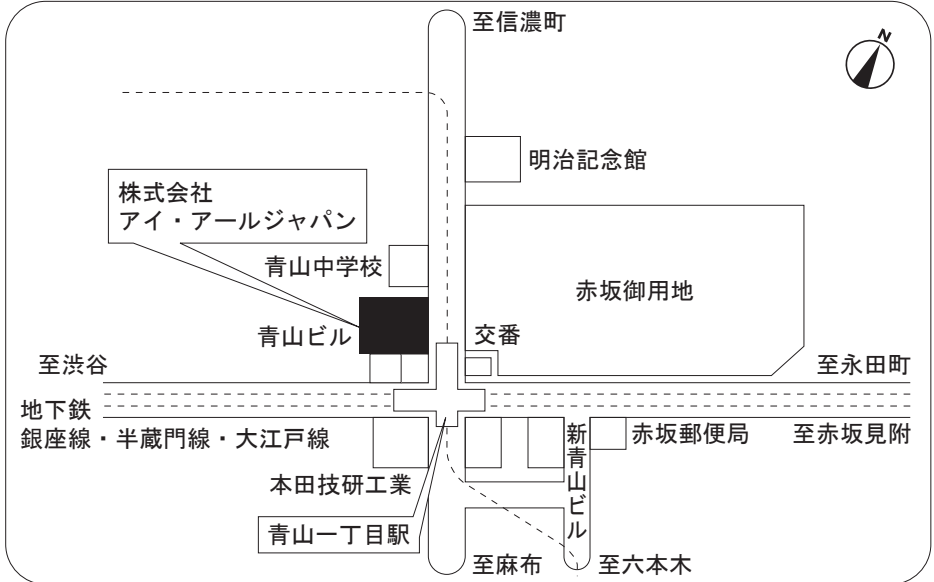
（下線部は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>（定時株主総会の基準日） 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第13条～第39条（条文省略）</p>	<p>（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>（削除）</p> <p>第12条～第38条（現行どおり）</p>

以上

株主総会会場ご案内図

当社本店(青山ビル12階)
電話 東京 (03) 3796-1120



株主総会会場への最寄駅

地下鉄…銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目」駅下車
徒歩約1分(0番出口上る)